

明治三十五年四月十日

東京法学院記事

○講師の招聘 先年独逸国へ留学し去月初旬帰朝せられたる志田鉦太郎氏は彼地に在りて商法を専攻し特に保険は精細研駁轍せられたる由なるか今般同院の聘に応じ保険法の講座を担任し本月十日より出講せらると謂ふ学生諸氏為めに斬新なる学理を聴くことを得ん

○練弁会第一回議會演習 予定の如く本月五日午後一時より東京法学院大講堂に於て開会したり其役割の重なるものは國務大臣（首相）奥田義人（大蔵）金井延（内務）田中隆三（外務）中村進午（軍務）高橋作衛（文部）土方寧（農商務）岡野敬次郎（司法）仁井田益太郎（逓信）内田嘉吉氏にして政府委員は今村信行、石山彌平、馬場恩治、土岐嘉平、安藤龜太郎、三宅

碩夫、平沼騏一郎外十七氏議長には元田肇、副議長花井卓藏、書記官長星野照、全院委員長卜部喜太郎、予算委員長松林治義、決算委員長中澤芳郎、請願委員長鈴木藤、懲罰委員長井上寛諸氏と定め議場は議席を分て一年党、中立派（院友）二年党、三年党とし各党に一名の院内総理を置き神田常吉、綿貫清隆、谷田福馬の三氏之に当れり当日は来会する者非常に多くさすかの大講堂も立錐の余地なかりき其席定まるや土方博士簡短に開会の辞を述べられ夫れより會議に移り元田議長開議を宣告せらる先つ星野書記官長より諸般の報告あり日程に入るに先ち松林氏の外交に關する質問あり外相中村博士之に答弁し次に中立派山田氏の緊急動議に依り日程を変更して議會演習法の改正可決せられ日程第一明治三十六年度歳入歳出総予算追加算案に入り予算委員長の報告あり裁決に及びて原案の通可決せられ委員會の修正案は否決せらるる日程第二民法中改正法律案に入り川上政府委員提出の理由を述べ質問ありし後日程第三に入り議長指名の九名の委員附託に決す次て緊急動議起りて日程を変更し直ちに日程第八賭博税法案を議せむとす此議否決せられて日程通り第四、刑法中改正法律案に入る質問討論の後第二讀会を開くへからすとして本案は廃棄せられ次に日程第五刑事訴訟法中改正法律案も同しく廃棄となる此時中立派代議士に院友某氏あり日程變更の緊急動議を提出し議容れらる氏自から田中正造氏の補欠選挙によりて當選したるものなりと稱し鉞毒問題に關する質問を為す之に對して石山政府委員の答弁ありたり時に元田議長事故あり席を花井氏に譲らる某氏尚ほ鉞毒質問を継続せむとしたれ

とも花井議長の反問に遭うて止む次に日程第六民法中改正法律案に入る綿貫氏提出理由を述べ質問討論の後、廃棄せらるる次に日程第七商法中改正法律案に入り秋山氏提出理由を述べ馬場政府委員の反対論あり前田氏は馬場政府委員に質問を為し数回の押問答あり本案も亦終に廃棄となれり次は日程第八賭博税法案なり松林氏提出理由の理由を述べふるや質問続出其討論に入る石

ひたりしか元田花井両氏の指導と生徒諸君の熱心とに因り意外の好成績なりし唯奥田氏の鉅毒視察の爲め被害地へ出張中にて首相として得意の敏腕を揮はるるを見るを得ざりしは最も遺憾とする所なり

山政府委員の反対論あり北村氏の賛成説及び前田氏鈴木氏等の反対論あり満場騒然本案も亦終に第二読会を開くへからずとして廃棄に帰す此時日程変更の動議起り成立して直ちに日程第十二私立学校保護法案に入る河内山氏の提出の理由を説明し討論に入りて安藤政府委員及び土岐政府委員鈴木氏等の反対論ありて激論の末、本案も亦廃棄に帰したり次は即ち日程第十三文官試験規則検事登用試験規則及弁護士試験規則改正に関する建議案なり鈴木氏提出理由を述べ山田氏の滑稽的反対論ありしも裁決に至り多数にて此案のみは可決確定したり次に日程第十四師範学校生徒官費制度廃止に関する建議案に入り武末氏提出理由を述べしも議場騒擾僅かに本案は議長指名の九名の委員附託に決して止む次は日程第十五東京法学院に中学校法制経済科教員養成所を設置するの請願日程第十六東京法学院校舎増築に関する請願及日程第十七東京法学院練弁会を法学院国の政府事業と為すの請願を一括して議題となす請願委員長登壇委員会の経過を報告するや殆ど満場一致を以て委員長報告通に決す時既に定刻に到りたるを以て花井議長は散会を命したり

本会は初度の演習なりし故議場の体裁、議事の進行如何を氣遣